

第8章

【問題8-1】③：3つ（アエカ）

- ア. 個別の財務諸表で作成するもの。
- イ. 連結の財務諸表で作成するもの。
- ウ. 連結の財務諸表で作成するもの。
- エ. 個別の財務諸表で作成するもの。
- オ. 連結の財務諸表で作成するもの。
- カ. 個別の財務諸表で作成するもの。

* 連結財務諸表を作成している会社は、個別の財務諸表で「社債明細表」「借入金等明細表」「資産除去債務明細表」を作成する必要はない。

【問題8-2】④：会計上の見積りの変更

会計上の見積りの変更とは、新たに入手可能となった情報にもとづき、前事業年度以前の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積り（貸倒引当金など）を変更することを指し、遡及適用せず将来に向けて影響を認識するという考え方がとられている。

	遡及適用	処理方法
会計方針の変更	○	遡及適用
表示方法の変更	○	財務諸表の組替
会計上の見積りの変更	×	—
修正再表示（誤謬）	○	修正再表示

【問題8-3】①：会計基準等の名称

会計基準その他の規則の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更を行った場合に、会計基準等の名称は注記として記載が求められていない。

* 会計基準その他の規則の改正に伴って会計方針の変更を行った場合は、会計基準等の名称を注記する必要がある。

【問題8-4】③：（ア）誤（イ）正

- ア) 問題文は開示後発事象の説明。
- イ) 問題文の通り。